附　則	附　則
［条を削る。］	（総合政策局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）
（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）	**第二条**　第二条第一項の海外展開推進調整官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。
第三条　［略］	（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等並びに主任統括検査官等の所掌事務の特例）
（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）	**第四条**　［同上］
第四条　第五条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。	（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）
第五条～第七条　［略］	**第五条**　第五条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第六条～第八条**　［同上］

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府令第十九号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く課等）	（事務局に置く課等）
第一条　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十五人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。